

別表

対象設備	要件	補助金の額
<p style="text-align: center;">太陽光発電システム</p> <p>太陽電池（太陽光の照射を受けて光エネルギーを電気エネルギーに変換することにより発電する装置をいう。以下同じ。）を利用することにより太陽光の照射を受けて発電し、生活に必要なエネルギーとして供給する装置。</p>	<p>1) 居住の用に供する床面積が当該建物の延床面積の概ね2分の1以上を占める併用住宅又は当該住宅に附随する車庫、物置等へ新規に発電システムを設置するものであること。</p> <p>2) 発電システムは、低圧配電線と逆潮流有りで連系し、かつ、太陽電池の最大出力（日本産業規格に規定している太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値（kW表示とし、小数点以下2桁未満は、切り捨てるものとする。））が10kW未満であること。</p> <p>3) 発電システムの一定の品質・性能が確保され、設置後のサポート等がメーカー等によって確保されていること。</p> <p>4) 発電システムは、太陽電池の出力を監視する等により、全自動運転（自動起動・自動停止）を行うものであること。</p> <p>5) 発電システムの太陽電池モジュールが日本産業規格に定められた性能を満たすものであること。</p>	<p>1 kW 当たり 48,000 円 (限度額) 240,000 円</p>
<p style="text-align: center;">高効率エネルギー設備</p>	<p style="text-align: center;">ガスエンジン給湯暖房機（エコウィル）</p> <p>ガスを燃料とするガスエンジンにおいて発電し、発電時に発生する排熱を給湯等に利用するガス発電給湯暖房システム。</p>	<p>対象経費の 1/10 (限度額) 100,000 円</p>
	<p style="text-align: center;">潜熱回収型給湯器（エコジョーズ）</p> <p>潜熱を回収するための熱交換器を備えている給湯器及びこれとヒートポンプ式を組み合わせた給湯器。</p>	<p>対象経費の 1/10 (限度額) 100,000 円</p>
	<p style="text-align: center;">ハイブリット給湯暖房機（ECO ONE）</p> <p>ヒートポンプユニットで取り入れた空気の熱を利用すると同時に、瞬間的に高能力な給湯を可能とするガス給湯器「エコジョーズ」を組み合わせた家庭用のハイブリット給湯・暖房システム。</p>	<p>対象経費の 1/10 (限度額) 100,000 円</p>

	補助対象機器	要件	補助金の額 (円)
高効率エネルギー設備	CO ₂ 冷却ヒートポンプ給湯器 (エコキュート) 自然冷却 (CO ₂ 等) を使用する空気熱源方式のヒートポンプ式給湯器。	1) JIS C9220 に基づく年間給湯保温効率、又は年間給湯効率が 2.7 以上であること。	対象経費 1/10 (限度額) 100,000 円
	高効率減圧式石油給湯器 (エコフィール) 排ガス中の熱を回収して再利用して熱効率を高めた新しい石油給湯器。	1) 連続給湯効率が94%以上であること。	対象経費 1/10 (限度額) 100,000 円
	家庭用燃料電池 (エネファーム) 燃料電池ユニット及び貯湯ユニット等から構成され、ガス等から燃料となる水素を取り出して空気中の酸素と反応させて発電し、発電時の排熱を給湯等に利用するシステム。	1) 定格運転時における定格発電量基準 (LHV基準) の総合効率が80%以上であること。 2) 燃料電池ユニット及び貯湯ユニットで構成されたシステムであること。	対象経費 1/10 (限度額) 100,000 円
家庭用蓄電池	定置型リチウムイオン蓄電池 再生可能エネルギーにより、発電した電力又は夜間電力などを繰り返し蓄え、停電時など必要に応じて電気を活用することができる装置。	1) リチウムイオン蓄電池部 (リチウムの酸化及び還元で電力を供給する蓄電池) に加え、インバータ・コンバータ・パワーコンディショナ等の電力変換装置を備えた設備として一体的に構成されているもの。 2) リチウムイオン蓄電池部は、リチウムイオンが電極間を移動して起こる酸化還元反応により、発生する電氣的エネルギーを供給する蓄電池とする。 3) 蓄電システムの蓄電容量は1.0kWh以上でかつ定格出力が500W以上のものであること。	対象経費 1/10 (限度額) 150,000 円
H E M S	家庭用エネルギー管理システム (HEMS機器) 省エネ機器や家電などをネットワーク化し、エネルギー使用量を管理・制御できる装置。	1) 住宅全体の電力使用量などを自動で計測し、エネルギーの見える化が実現できるもの。 2) エネルギー使用の効率化及び電力需要の制御を図ることのできるものであること。 3) ECHONET Lite規格を標準インターフェイスとして登録していること。	対象経費の 1/3 (限度額) 50,000 円

<p>次世代自動車充電設備</p>	<p>次世代自動車充電設備 家庭用の電気自動車（プラグインハイブリット車含む）の充電を行なう設備。</p>	<p>1) 自己の居住する住宅又は当該住宅に附随する車庫、物置等へ家庭用の電気自動車の充電設備を設置するものであること。 2) 一般用電気工作物（電気事業法（昭和39年法律第170号）第38条第1項に適合する充電設備）であること 3) 出力数20kW未満であること。</p>	<p>対象経費の 1/3 (限度額) 50,000 円</p>
-------------------	--	---	---